

競争入札設計図書等に関する回答書

令和6年12月6日

福島県相双建設事務所長 栗田 豊己

工事（委託業務）番号	第24-41370-0191号
工事（委託業務）名	道路橋りょう整備（再復）工事（通信設備）
質 問 事 項	
<p>1. 設計図書「契約の方法及び入札の条件」の〔別記〕特約条項の第2条2項の支払限度額に対する各会計年度の出来高予定額について</p> <p>令和6年度_____円（請負代金額の32.1%以上の額で別に示す額）とありますが、本工事の開札日が令和7年1月15日であることを考えると、年度内は実質2ヶ月となります。</p> <p>現場は、現在トンネル掘削施工中のため、本設備工事の施工は全く出来ない状況です。そうなりますと、機器単体費での出来高計上となりますが、常識的に考えて令和6年度内の約2ヶ月間で完成する機器・装置があるとは思えません。（設計から完成まで）</p> <p>この場合、落札決定した後、この条項のまま契約となった場合、上記の出来高を達成できなければ契約不履行となるのでしょうか。</p>	
<p>2. 発注図面41葉16～18および41葉24のトンネル内自動通報設備、火災検知設備の専用接続ボックスの設置、立上り電線管の配管・温度検知ケーブルの露出配線は、高所作業となりますが、本工事費内訳表では高所作業車運転の記載がありませんが、変更の対象と考えてよろしいでしょうか。</p>	
<p>3. 総合評価の「企業の地域社会に対する貢献度」についてお伺い致します。単体企業で地域要件が全国となっている場合、入札参加者の所在地（本店）が県内、かつ実績の活動地域が県内であれば評価点が加算されるという認識でよろしいでしょうか。御回答、宜しくお願い致します。</p>	
<p>4. 採用単価表〔金抜き〕の採用種別にある県単価（建築）の単価適用日を教えてください。</p>	

5. 通報警報設備の機器仕様について

- 1) システム仕様の制御装置／副制御装置において、制御装置の伝送仕様等の記載はありませんが、既設受信制御機改造および監視制御項目信号のほか、手動通報、自動通報の区画信号等の記述がありません。
- 2) システム仕様の制御装置／副制御装置において、制御装置と副制御装置間のメタル通信ケーブルによる伝送仕様および監視制御項目等の記述がありません。
- 3) システム仕様の坑内警報表示板において、トンネル坑口の警報表示板と全く同表示を行うものと考えてよろしいでしょうか。（通報区画に基づいた表示制御は無し）
- 4) システム仕様の制御装置／副制御装置において、近接する既設大倉トンネル群との警報連動制御関係の記述がありません。また、発注図面41 葉30, 31 に□17 の通信ケーブル20Pがありますが、行き先が不明です。
- 5) トンネル内の非常電話について、どこから非常電話回線を引き込むのでしょうか。発注図面に記載がありません。（41 葉10～12）配線図では、トンネル内で川内側と富岡側に分かれています。
また、非常電話使用中、信号を手動通報区画と同じ区画で取り込むのでしょうか。
- 6) システム仕様の制御装置／副制御装置において、「事故」または「火災」の警報に連動し、照明盤に対しトンネル内照明全点灯出力は必要ないでしょうか。

以上

回 答 事 項

1. 受注者の責めに帰すべき事由によらない場合は該当しません。
2. 協議に応じます。
3. 総合評価点評価基準に記載のとおりです。
4. 令和6年9月15日です。
5.
 - 1) 別途工事で対応します。
 - 2) 伝送仕様は制御装置と副制御装置間の伝達に支障のないものとします。監視制御項目については、特記仕様書の内容を満足する信号の受け渡しをするものとします。
 - 3) 表示内容は同一のもので、通報区画に基づいた表示制御を行えるものとします。
 - 4) 連動制御については、既設警報表示板との調整が今後必要のため受注後の協議により決定します。また通信ケーブル20Pの行き先についても受注後の協議により決定します。
 - 5) 非常電話回線は川内側坑口の電気室からです。また、非常電話使用中の信号は、川内側と富岡側の2区画です。
 - 6) 受注後の協議により決定します。